公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成十七年法律第十八号)

(目的)

第一条 この法律は、 公共工事の品質確保が、 良質な社会資本の整備を通じて、 豊かな国民生活の実現及び

その安全の確保、 環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄

与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、 公共工事 \mathcal{O}

品質確保に関し、 基本理念を定め、 国等の責務を明らかにするとともに、 公共工事の品質確保の 促進に 関

する基本的事項を定めることにより、 公共工事の品質確保の促進を図り、 もって国民の福祉の 向 上及び

玉

(定義)

民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「公共工事」とは、 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成

十二年法律第百二十七号)第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、 公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本

を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにか んがみ、 国及び地方公共団体並びに公共工

ればならない。 事 \mathcal{O} 発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、 現在及び将来の国民のために確保され

2 に の契約がなされることにより、 注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有すること 公共工事の品質は、 か んがみ、 経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、 建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受 確保されなければならない。 価格及び品質が総合的に優れた内容

3 ことにかんがみ、 公共工事 の品質は、 より適切な技術又は工夫により、 これを確保する上で工事の 効率性、 確保されなければならな 安全性、 環境への影響等が重要な意義を有する

4 が 工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契 公共工事の品質確保に当たっては、 確保されること、談合、 入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性

約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

5 公共工事の品質確保に当たっては、 民間事業者の能力が適切に評価され、 並びに入札及び契約に適切に

反映されること、 民間事業者 の積極的な技術提案 (競争に付された公共工事に関する技術又は工夫につい

ての提案をいう。 以下同じ。)及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるよ

うに配慮されなければならない。

6 公共工事の品質確保に当たっては、 公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合

意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。

7 公共工事の品質確保に当たっては、 公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る

上で重要な役割を果たすものであることにか んがみ、 前各項の趣旨を踏まえ、 公共工事に関する調査及び

設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、 前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関

する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、 基本理念にのっとり、 国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、 公共工

事 \mathcal{O} 品質確保の促進に関する施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

(発注者の責務)

第六条 公共工事の発注者(以下「発注者」という。)は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事

の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、 契約

の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事 務

(以下「発注関係事務」という。)を適切に実施しなければならない。

2 発注者は、 公共工事 の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他 の発

注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、 必要な措置を講じなければならな

\ \ \

3 発注者は、 発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければ

ならない。

(受注者の責務)

第七条 公共工事の受注者は、 基本理念にのっとり、 契約された公共工事を適正に実施するとともに、 その

ために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(基本方針)

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(以下「基

本方針」という。)を定めなければならない。

基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

2

- 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
- 公共工事の 品質確保 の促進 \mathcal{O} ための施策に関する基本的な方針
- 3 基本方針 の策定に当たっては、 特殊法-人等 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二

条第 項に規定する特殊法人等をいう。 以下同じ。)及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならな

\ <u>`</u>

- 4 政府は、 基本方針を定めたときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第九条 各省各庁の長 (財政法 (昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁 の長を

いう。)、 特殊法人等の代表者 (当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法 (平成十一 年法律

第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあっては、その長)及び地方公

共団体の長は、 基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ず

るよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十条 政府は、 基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、 関係行政機関による協力体制の整備

その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十一条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする

者について、 工事の経験、 施工状況の評価、 当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に

参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

発注者 は、 競争に参加する者 (競争に参加しようとする者を含む。 以下同じ。)に対し、 技術提

案を求めるよう努めなければならない。ただし、 発注者が、 当該公共工事の内容に照らし、 その必要がな

いと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、 技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合に

お いて、 発注者は、 中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切

に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、 競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認める

ときは、当該技術提案を採用しないことができる。

4 発注者は、 競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、 あらかじめその旨及

びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。 ただし、公

共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事 の入札及び契

約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、 この限りでは

ない。

(技術提案の改善)

第十三条 発注者は、 技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、

又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、 発注者は、 技術提案の改善に係る過

程について、その概要を公表しなければならない。

2

前条第四項ただし書の規定は、

技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十四条 発注者は、 高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、 当該技術提案の審査の結

果を踏まえて、 予定価格を定めることができる。この場合において、 発注者は、 当該技術提案の審査に当

たり、 中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由によ

り自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、 地方公共団体その他法令又

は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければなら

ない。 この場合において、 発注者は、 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員

が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係

事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定

国及び都道府県は、 発注者を支援するため、 専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に

3

2

発注者は、

実施することができる者の育成、 発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する

協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、 平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。